

1. 件名：日本原燃株式会社ウラン濃縮工場における配管ピット内の滞留水についての面談

2. 日時：令和5年4月7日(金) 10時20分～11時05分

3. 場所：テレビ会議

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房 総務課 事故対処室

田村室長補佐、有田係長

六ヶ所原子力規制事務所

山神原子力運転検査官

日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）

ウラン濃縮工場長、他5名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁は、日本原燃より、3月23日に確認したウラン濃縮工場の配管ピット内の滞留水の調査結果について、配付資料に沿って、説明を受けた。

(2) 原子力規制庁から主に以下を指摘した。

○ 同じ配管ピット内の滞留水を分析しているにもかかわらず、サンプルの採取場所、採取日で分析結果が異なるのは何故か。

○ 配管ピット内に水が滞留した原因は何か。

(3) 日本原燃から、主に以下の回答があった。

○ 滞留水内の濃度にムラがあるため、サンプルの採取場所、採取日で分析結果が異なるのではないかと推定している。

○ ウラン濃縮工場近傍の既設井戸（SP③）では、井戸水をポンプで汲み上げるにより地下水位を下げていたが、当該ポンプは電気設備更新のために2022年6月以降、断続的に停止しており、また、配管ピットも新規規制基準対応工事のために2022年3月以降、点検しておらず、配管ピット内の水はその間に滞留したものと考えられる。さらに、敷地内で毎月行っている地下水の検査において、冬期に今回と同程度の α 線やラジウム226が検出されることがある。以上のことから、配管ピット内への地下水の流入が原因ではないかと推定している。

(4) 原子力規制庁から、以下の通り指摘した。

○ 滞留水には核燃料物質は含まれていないことから、本件は法令報告事象（管理区域内漏えい）には該当しないと考える。

○ 地下水の流入経路や原因については、引き続き調査し、適切な対策を講じること。

(5) 日本原燃から、了解した旨回答があった。

6. 配付資料

「ウラン濃縮工場配管ピット内の滞留水について」